

法律

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律  
(平成 7 年法律第 112 号)

政令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令  
(平成 7 年法律第 411 号)

排出抑制の促進

再商品化・自主回収

省令

小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令  
(平成 18 年財務・厚生労働・農林水産・経済産業省令第 1 号)

小売業に属する事業を行う容器包装多量利用事業者の定期的報告に関する事項を定める省令  
(平成 18 年財務・厚生労働・農林水産・経済産業省令第 2 号)

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則  
(平成 7 年大蔵・厚生・農林水産・通商産業省令第 1 号)

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令  
(平成 8 年 12 月 27 日厚生・通商産業省令第 1 号)

容器包装廃棄物の分別収集に関する省令  
(平成 7 年厚生省令第 61 号)

総合的かつ計画的な推進

主務大臣が毎年度定める量・比率

告示

容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針  
(平成 8 年環境・大蔵・厚生・農林水産・通商産業省告示第 1 号)

特定事業者責任比率  
(平成 8 年大蔵・厚生・農林水産・通商産業省告示第 7 号)

再商品化義務総量  
(平成 8 年大蔵・厚生・農林水産・通商産業省告示第 8 号)

法第 11 条第 2 項第 1 号に規定する主務大臣が定める比率  
(平成 8 年大蔵・厚生・農林水産・通商産業省告示第 3 号)

法第 11 条第 2 項第 2 号イに規定する主務大臣が定める比率  
(平成 8 年大蔵・厚生・農林水産・通商産業省告示第 4 号)

法第 11 条第 2 項第 2 号ロに規定する主務大臣が定める率  
(平成 8 年大蔵・厚生・農林水産・通商産業省告示第 5 号)

法第 11 条第 2 項第 2 号ニに規定する主務大臣が定める量  
(平成 8 年大蔵・厚生・農林水産・通商産業省告示第 6 号)

法第 13 条第 2 項第 3 号に規定する主務大臣が定める量  
(平成 11 年大蔵・厚生・農林水産・通商産業省告示第 19 号)

法第 12 条第 2 項第 2 号ニに規定する主務大臣が定める量  
(平成 8 年厚生・通商産業省告示第 3 号)